

根尾昂選手飛驒市後援会会則

【名 称】

第 1 条 この会は、根尾昂選手飛驒市後援会（以下「本会」という。）と称する。

【目 的】

第 2 条 本会は、根尾昂選手のプロ野球活動に対する応援を通じて、飛驒市におけるスポーツの振興並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

【活 動】

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 根尾昂選手の応援ツアーの企画
- (2) 根尾昂選手出席によるイベント等の開催
- (3) 根尾昂選手活躍の広報
- (4) 根尾昂選手の地元貢献への協力

【入 会】

第 4 条 本会会則に賛同し入会を希望する者は、本会の会員となることができる。

- (1) 飛驒市民であること
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義された暴力団に所属せず、また同条の暴力的準暴力的要求行為をしたことがない者
- (3) 会則署名欄に住所、氏名、電話番号等を記入の上、事務局に提出すること
- (4) 入会時において満18歳未満の者は、保護者の同意を必要とする

【会 費】

第 5 条 会費無料。ただしイベント参加費として一定額を均等に負担してもらう。

【寄付金】

第 6 条 本会は、寄付金を受け取ることができる。受け取った寄付金は事務局が管理し、本会の目的達成のために使用する。

【心 得】

第 7 条 会員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 秩序ある応援を心掛け、所属する球団並びに根尾昂選手及び家族に過度の負担となるような行為を慎むこと
- (2) 所属する球団及び根尾昂選手のファン獲得に努力すること
- (3) 会員証の他人への譲渡、売買は固く禁ずる

【退 会】

第 8 条 本会を退会する場合は、事務局にその旨届け出ってもらう。ただし、会員証の返却は不要

とする。

【役 員】

第 9 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1 名
- (2) 会長 1 名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 幹事 若干名

【選 出】

第 10 条 役員は、役員会において選任して選出する。

【任 務】

第 11 条 本会の役員は、次の任務を遂行する。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代行する
- (3) 理事は本会の運営に参加し、これを推進する
- (4) 幹事は本会の目的達成のために必要なすべての事業の運営にあたる

【任 期】

第 12 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

【役員会】

第 13 条 役員会は、会長、副会長、理事、幹事をもって構成し会務を執行する。

- (1) 役員会の会務には、上記第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 8 条のほか、役員の選任や解任にあたる
- (2) 役員会は、役員の過半数の出席がないと開くことができない
- (3) 役員会の議事は、出席した役員の 3 分の 2 以上をもって決することとする

【委 任】

第 14 条 この会則に定めのない事項については、役員会で決定する。

【事務局】

第 15 条 本会の事務を処理するため、事務局を（有）古川ニュース販売に置く。

〒509-4241 岐阜県飛騨市古川町向町三丁目 5-23

- 2 事務局の職員は会長が任命し、会員の管理など会務に関わる事務全般について掌握し事務にあたる。

【附 則】

この会則は令和 8 年 7 月 15 日から施行する。